CURRENT EXPLANATION

時事解説

最近の特許行政動向について
－平成26年度 特許庁との懇談会報告－

（一社）日本溶接協会 特許委員会

1　はじめに

特許委員会では，（一社）日本溶接協会会員企業が知的財産戦略を構築するための側面支援の一つとして，特許庁の多大なるご協力をいただきながら毎年懇談会を行ってきた。今年度は，2014年11月14日，溶接会館にて，特許庁から４名，会員企業から39名の参加により行われた。

表１　2014年懇談会のテーマと特許庁参画者

	テーマ	特許庁参画者（敬称略）
1	最近の特許行政について	【講演】 特許庁審査第二部生産機械（特殊加工） 室長　間中　耕治
2	特許出願技術動向調査 ～構造材料接合技術～	【講演】 特許庁総務部企画調査課 技術動向班長 船越　亮
3	「異議申立制度」について	【講演】 特許庁審判部第13部門 部門長 石川　好文
4	懇談会（意見交換会）	【懇談会への参画】 特許庁審査第二部生産機械（特殊加工） 間中　耕治，大内　俊彦 特許庁審判部第13部門 部門長 石川　好文

第１部では，特許庁から**表１**に示すテーマについて講演をいただいた。最近の特許行政，接合技術分野における特許出願動向，そして今般の特許法等改正において溶接業界として最も関心が高い特許異議申立制度について概要説明をいただいた。また，第２部では，昨年度と同様に，特許庁と会員企業による情報共有・意見交換を行う機会として，懇談会（意見交換会）の場を設けた。

以下に，講演会および懇談会での質疑応答の内容について，抜粋して報告する。

2　最近の特許行政について

特許庁を取り巻く現状と課題から，今後の目標に向けた活動について解説をいただいた。以下に，ご講演の抜粋を報告する。

2.1　特許庁を取り巻く現状と課題

図１に示すように，特許審査官増員，登録調査機関による先行技術調査の拡充，出願人自身による特許の出願・審査請求構造改革の推進という３点の施策により，

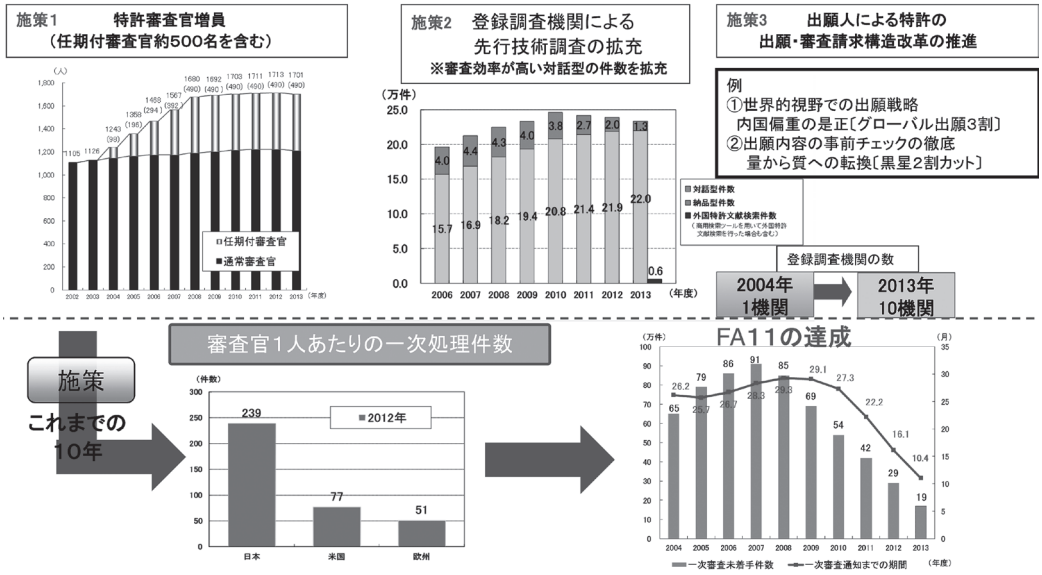

図１　審査の迅速化に関する10年目標の達成

10年目標（2013年度末「FA11」(一次審査までの通知期間を11ヵ月以内とする）を達成した。

FA11達成で終わらず，企業活動のグローバル化の進展や，各国の制度調和への取組みなど，知財制度を取り巻く環境の変化を踏まえて，本年６月に閣議決定された「日本再興戦略の改訂」においても，**図２**のように，引き続き世界最高の知財立国を目指すこととされた。

2.2　世界最速かつ最高品質の知財システムの実現に向けて

(1) 世界最速・最高品質の審査の実現

今後10年以内（平成35年度まで）に，①権利化までの期間（出願人が制度上認められる期間を使って補正等をすることによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除く）を世界最速水準の平均14ヵ月以内に短縮すること，②一次審査通知までの期間を平均10ヵ月以内に短縮することを，審査迅速化に係る新たな目標として掲げた。また，世界最高品質を目指すため，**図３**に示すような「特許審査に関する品質ポリシー」を策定し，2014年４月に公表した。

この「品質ポリシー」に基づき，PDCAサイクルに沿った特許審査・向上を図るとともに，外部有識者によって構成される委員会にて，品質管理の実施状況，実施体制レビューを受けることとした。

品質管理を行う審査官の拡充によるサンプルチェック体制の充実といった取り組みにより，特許審査の質の維持・向上を行うとともに（**図４**），**図５**に示すように外国語文献，特に中韓文献の増加に対応できるように同文献の翻訳・検索システムを試行中（平成27年１月稼働予定）であり，さらには特許審査官の確保も引き続き行っ

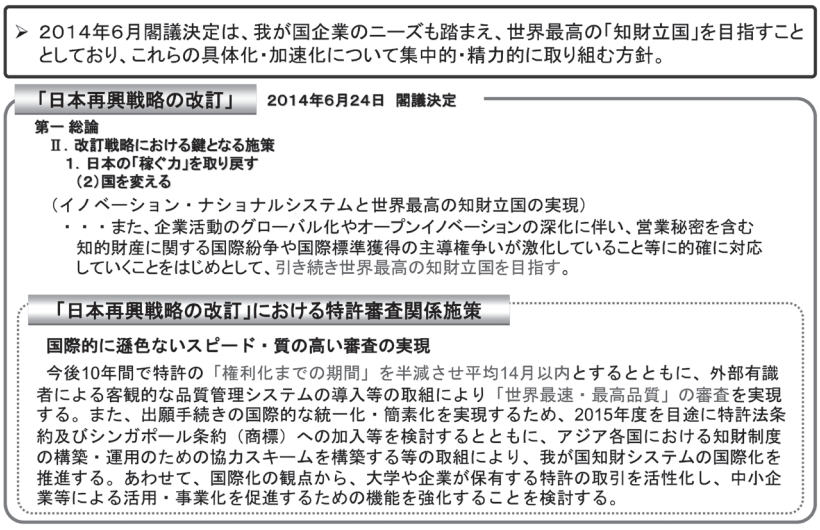

図２　知財政策の基本方針

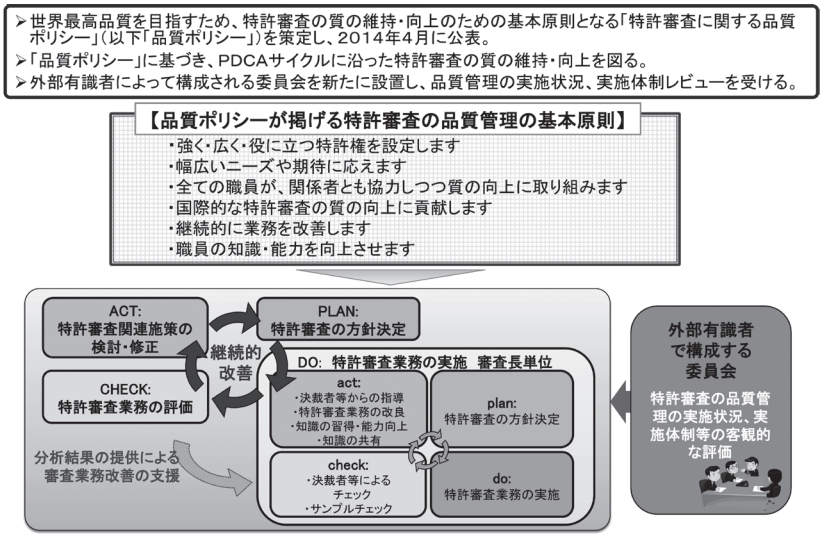

図３　世界最速・最高品質の審査の実現（品質ポリシーの策定）

- サンプルチェック体制の充実、日常的な品質管理の充実によるサーチ・審査結果の信頼性の確保。
- ユーザー評価の収集によるユーザー満足度・ユーザーニーズの把握、ユーザーニーズに則した品質施策の展開。

特許審査の質の維持・向上のための取組の充実

より質の高い審査結果を提供するために

特許審査に求められること
1. 法令や審査基準等の指針に適合した審査
2. 審査官同士でばらつきのない統一の取れた判断
3. 必要かつ十分なサーチ
4. 出願人との円滑な意思疎通

サンプルチェック体制の充実
- サンプルチェック規模の拡大（品質管理を行う審査官の拡充）
- 形式的瑕疵サンプルチェック

→ *法令・審査基準等の指針に適合した質の高い審査結果の提供*
外国文献等を含めた適切な先行技術調査結果等に基づく質の高い審査結果の提供

日常的な品質管理の充実
- 日常的な協議の充実（協議対象案件の拡充）
- 判断の妥当性・サーチの適切性等の一定の観点を導入した協議の実施（H25年度約2,600件）

→ *審査官同士でばらつきのない統一の取れた判断の提供*

特許審査の質の現状把握
- 審査の質全般・個別案件に関するユーザー評価の収集
- 特許審査の質を測定するための総合指標の検討

→ *ユーザー評価のフィードバックとさらなる審査の質の向上*

図４　特許審査の質の維持・向上に向けた具体的取り組み

- 世界で通用する安定した権利を設定するためには、日本語、英語はもとより、それ以外の外国語文献についても漏れなく調査をすることが必須。
- 中韓文献等の外国語文献についての先行技術調査を効率化するため、言語に依存しない特許分類の整備や機械翻訳などインフラの整備に寄与。

【急増する外国語文献】

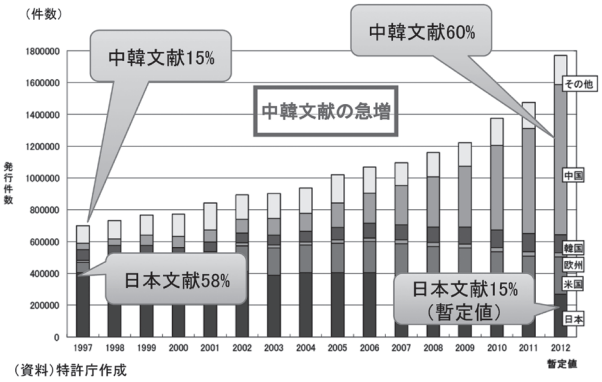

（資料）特許庁作成

外国文献サーチシステムの整備
- ✓機械翻訳を最大限活用して世界の主要な特許文献を日本語により調査可能とするシステムを整備する。
- ✓急増する中韓文献に対応できるよう、中韓文献サーチシステムの開発を推進中。

世界共通の特許分類の整備
- ✓言語に依存せず、世界中の特許文献を網羅的に調査可能な特許分類を整備する
- ✓五大特許庁を中心として国際特許分類の詳細化を進めることが必要。
- ✓FIの全面見直し

登録調査機関による下調査の拡充
- ✓最大限の審査効率化を図るため、先行技術調査を民間へ外注。
- ✓今後は外国語文献の増加に伴い、日本語の文献だけの調査では不十分となるため、外国語文献調査も含めた下調査を拡充（2013年0.6万件→2014年7.5万件）
- ✓韓国の登録調査機関においては、すでに韓、日、米、欧の文献を調査することが標準。

図５　外国語文献への対応

- **2014年度予算において、100名の任期付審査官をはじめとする審査官の定員を確保。**

【特許審査官の推移】

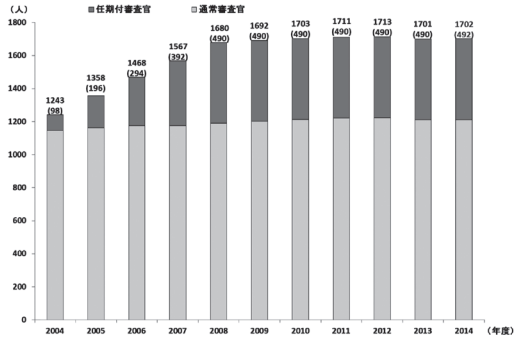

（備考）値は年度末定員。括弧内は任期付審査官の内数。

【参考：五大特許庁の審査官の推移】

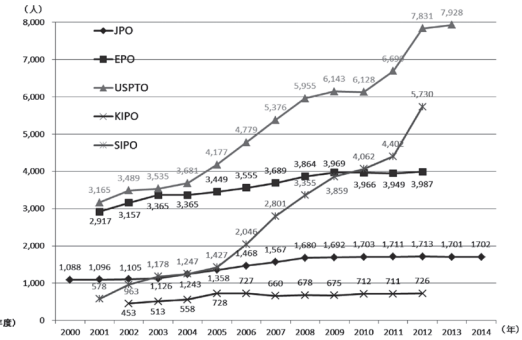

- ✓ *審査官定員の確保*
- ✓ *登録調査機関による下調査の拡充*

→
- ■一次審査通知までの期間及び権利化までの期間の短縮
- ■特許審査の質の維持・向上

図６　特許審査官の推移

ていく（図６）。

(2) 知財システムの実現

図７に，平成26年５月14日に公布された特許法等の一部を改正する法律の概要を示す。また，職務発明制度の見直しに関しても検討継続を進めている。

(3) 知財活動の支援

図８に示す「事業戦略対応まとめ審査」により，事業戦略に関連する知的財産を分野横断的に審査し必要なタイミングで権利化し，企業の事業展開を支援するほか，面接ガイドライン改訂，特許権の安定性向上に向けた分析と検討，さらには産業界の実務者や有識者と審査官が共同で特許動向等から見た技術開発の進展状況，方向性を分析する「特許出願技術動向調査」(３項参照）も実施している。

2.3　グローバルな権利保護・取得の支援

図９に特許審査ハイウェイ（PPH）ついて示す。自庁で特許可能と判断された出願が，出願人の申請により，他庁において簡便な手続きで早期審査を受けることができる制度である。また，日本で特許されたクレームと同じクレームで海外でも権利を迅速に取得できる制度である。本制度には，33庁（PPH参加国で全世界の出願の90％以上をカバー）が参加し，日本は30庁とPPHを実施している。

また，日本の審査結果・手法を海外へ展開する施策として，国際調査期間の管轄国の拡充，日米審査協力の強化に向けた試行（図10），新興国審査官の育成支援（図11）などを推進している。

3　特許出願技術動向調査～構造材料接合技術～

特許庁では「特許情報」を活用した「技術動向の分析

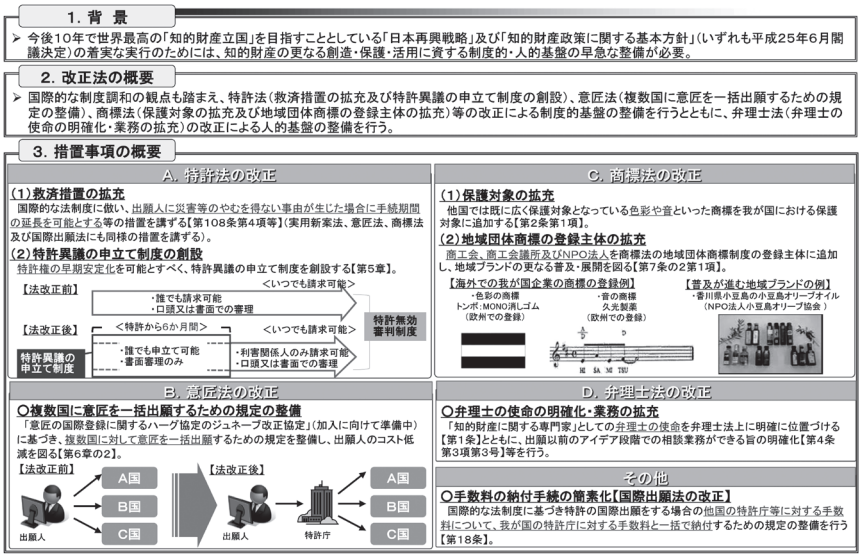

図７　特許法等の一部を改正する法律（平成26年５月14日公布）

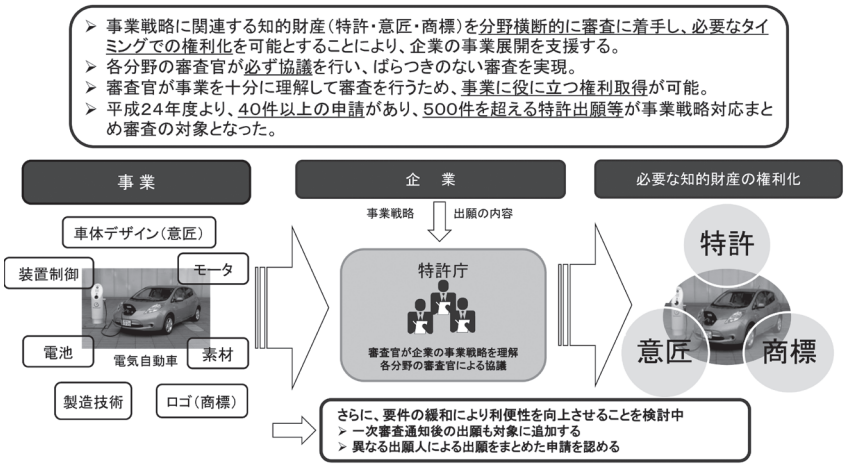

図８　多用なニーズに応じた迅速な審査（事業戦略対応まとめ審査）

➢自庁で特許可能との判断がなされた出願が、出願人の申請により、他庁において簡便な手続で早期審査を受けることができる制度。
→ 海外での早期権利化／各特許庁の審査負担軽減と審査の質の向上

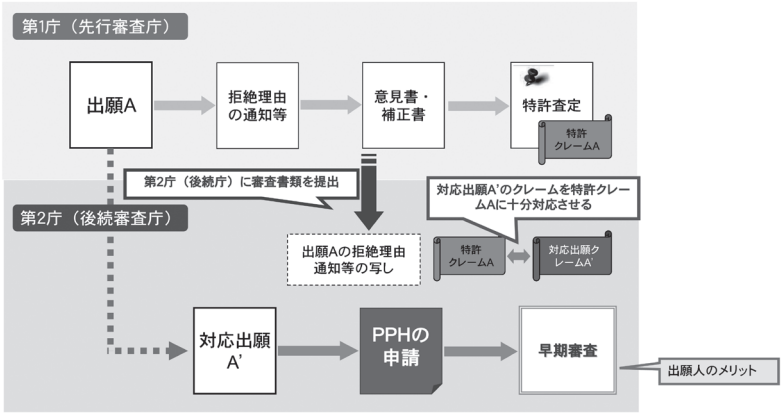

図９　特許審査ハイウェイ（PPH）

➢ 日本特許庁と米国特許商標庁は、平成27年4月1日にも、日米審査協力の強化に向けた試行を開始すべく、共同で取り組むことで基本的な合意をした。

ISA管轄

➢ 米国が受理した特許協力条約に基づく国際特許出願について、その国際調査・国際予備審査を我が国が行う（＝我が国による国際調査・国際予備審査の「管轄国」を米国に拡大する）。試行の対象分野はグリーン技術を優先して取り上げ、試行の対象案件は3年間で5000件を目処とする。

協働審査

日米の特許審査官が協働して審査を実施することにより、審査の質の向上を図る。
➢技術的に内容が関連し、日米で一括して権利取得をしたい一群の出願について、まとめて審査する。
➢必要に応じ、出願人から出願群に関する技術的な背景の説明を行う。

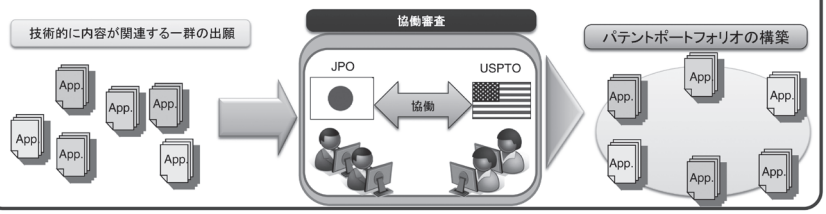

図10　日米審査協力の強化に向けた試行

➢ 我が国と海外特許庁相互に、審査官を派遣し、実際の出願についての特許要件等に関する議論を通じ、相手国の審査手続や特許要件の判断基準をより深く理解し、審査実務の調和や施策・取組の推進を目指す。
➢ ASEANをはじめとした新興国に対し、相手国の制度・運用の整備状況に応じた「オーダーメイドな連携・協力」を実施すべく、例えば、国際研修指導教官を中心とした我が国特許庁の審査官を派遣し相手庁審査官へ実務指導を行う（2014年度は、新たにマレーシア・フィリピン・インドネシアにも派遣予定）。また、新興国審査官の審査能力向上を支援するため、我が国特許庁の審査官育成ノウハウ等を共有する。

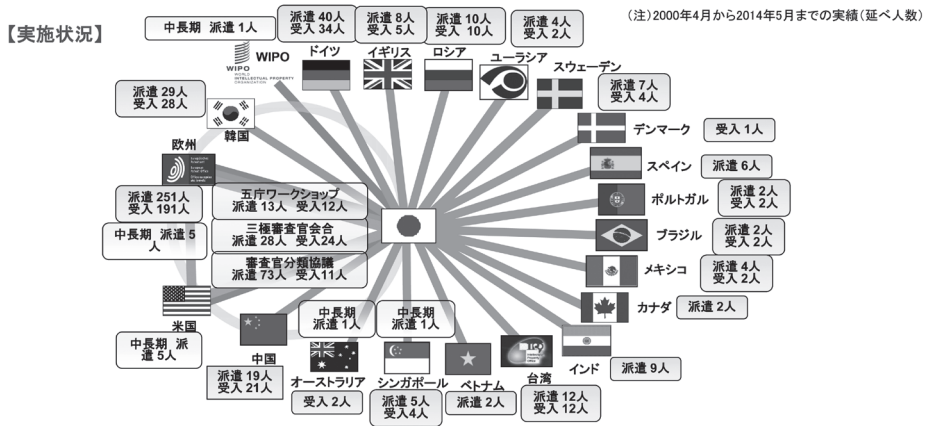

図11　国際審査官競技・新興国審査官の育成支援等の拡充

と情報発信」を行うため，技術の発展が見込まれる分野または社会的に注目されている分野について調査を実施している。今回，当協会に関連が深い「構造材料接合技術」について解説をいただいた。

※概要版データは，特許庁HPより入手可能

http://www.jpo.go.jp/shiryou/gidou-houkoku.htm

特許庁HP＞資料･統計＞刊行物･報告書＞特許出願動向等調査等報告書

3.1　調査概要

表２に技術分類に使用した分析軸（技術区分表）について示す。調査期間は，2001年～2011年（優先権主張年ベース）の特許文献とし，日本公報を含むファミリー（約7,900件）および外国公報のみのファミリー（約9,600件）の特許を調査対象とした。なお，出願先は，日本，米国，欧州，中国，韓国，ロシア，台湾，インドネシア，インドを選定した。

3.2　特許出願動向と提言

図12に全体動向について示す。接合技術に関する特許出願件数は年間1,500件程度で推移している。また，国籍別では，2001年～2004年は主に日本国籍，欧州国籍，米国籍の出願であったが，2005年より中国籍の出願件数が増加し，2010年には欧州国籍の出願件数を上回っ

表２　特許技術分類に使用した分析軸（技術区分表）

接合手法	①	溶融接合	接合する材料（母材という）を局部的に溶融状態にして結合，凝固させる接合方法。抵抗溶接，アーク溶接，レーザー溶接などがある。
	②	ろう接	接合母材の間に溶融金属を流入させ冷却凝固させる方法。加熱する必要がない。
	③	拡散接合	母材を密着させ，母材の融点以下の温度条件で，塑性変形をできるだけ生じない程度に加圧して，接合面間に生じる原子の拡散を利用して接合する方法。
	④	固相接合	母材の融点以下の温度で行う溶接で，ろう材を用いず，加圧又は非加圧の状態で固相面どうしの溶接する方法。摩擦撹拌接合（FSW），超音波接合などがある。
	⑤	機械的接合	カシメやリベット・ボルトなどを使用して機械的に接合する方法。
	⑥	接着接合	接着剤を介して物体を接合する方法。
	⑦	ハイブリッド接合	上記接合方法を組み合わせた接合方法。
材料	①	金属材料	鉄鋼材料（普通鋼，合金鋼等），非鉄金属材料（アルミニウム，チタン等）等
	②	樹脂材料	繊維強化されていない樹脂，FRP（CFRP，GFRP）等
	③	セラミックス	無機材料
	④	異種材料	鉄系金属＋非鉄金属，鉄系金属＋樹脂等
用途	①	輸送機器分野	自動車，鉄道車両，船舶，航空機等
	②	エネルギー機器分野	火力発電，地熱発電，バイオマス発電，風力発電等
	③	インフラ分野	橋梁，建築，海洋構造物，プラント構造物等
	④	その他	
課題	①	適用材料拡大	同種材料／異種材料の接合可能化等
	②	接合特性	強度，耐衝撃性，耐久性，耐食性等
	③	生産性	省エネルギー，正確・精密接合，自動化対応，コスト削減等
	④	その他	接合体のリサイクル性等

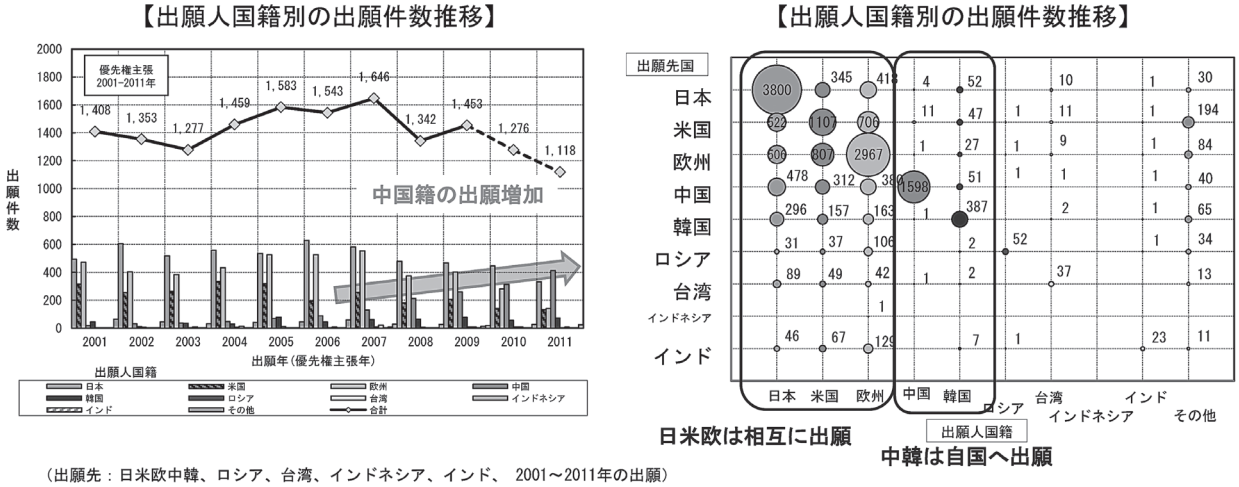

（出願先：日米欧中韓、ロシア、台湾、インドネシア、インド、 2001～2011年の出願）

注：2010年以降はデータベース収録の遅れ、PCT出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。

図12　全体動向（国籍別）

■ 溶融接合においては、アーク溶接が最も多い。次いで抵抗溶接とレーザー溶接の出願件数が多い。レーザー溶接は新規接合手法にもかかわらず出願件数が多い。
■ アーク溶接の用途としては自動車等の輸送機器分野、橋梁、建築等のインフラ分野が多い。

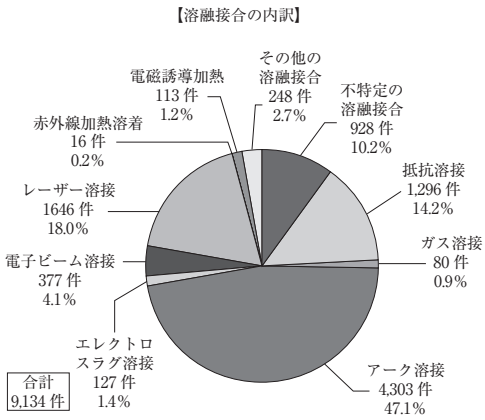

注：2010年以降はデータベース収録の遅れ，PCT出願の各国移行のずれ等で，全データを反映していない可能性がある。

（出願先：日米欧中韓，ロシア，台湾，インドネシア，インド，2001～2011年の出願）

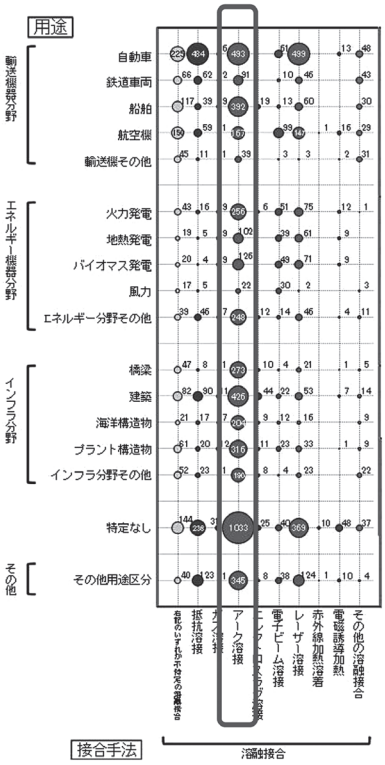

図13　技術区分動向（溶融接合）

表３　出願人動向（材料別一例）

ハイテン鋼（高張力鋼）		
順位	出願人名称	出願件数
1	新日鐵住金	405
2	神戸製鋼所	184
3	ジェイエフイー	150
4	日産自動車	79
5	日鐵住金溶接工業株式会社	46
6	本田技研工業	44
7	ユナイテッド・ワイヤー（米）	41
8	エア・リキード（仏）	30
9	トヨタ自動車	24
10	日新製鋼	21
11	ゼネラル・モータース（米）	19
12	マツダ	17
12	ウィルミントントラスト（米）	17
14	武漢鋼鉄（中）	15
15	三菱重工業，スズキ，大陽日酸，金秋生（中），アキュメント（米），テキストロン・バービンダングステクニック（米），ゼネラル・エレクトリック（米），キスウェル（韓）の８社が同率15位	12

CFRP		
順位	出願人名称	出願件数
1	エアバス（仏）	100
2	ボーイング（米）	36
3	東レ	32
4	アルコア・グローバル・ファスナーズ（米）	15
5	アルコア（米）	14
6	タイセイプラス	13
7	ザーテック（独）	12
7	フォイト（独）	12
7	ボッジズ・ペイトント（英）	12
10	福井県庁	11
10	ゼネラル・エレクトリック（米）	11
12	バイエル・マテリアルサイエンス（独）	10
12	タレス（仏）	10
14	川崎重工業	9
14	ビーエーイー・システムズ（英）	9
16	三菱重工業	8
16	ビーディインベント（ベルギー）	8
16	ヴェント・ベースド・データ（ベルギー）	8
19	トヨタ自動車，サイテック・テクノロジー・コーポレーション，パワーブレイドズ（独），リパワーシステムズ（独），ヴェスタス・ウィンド・システムズ（デンマーク），アレーニア・アエルマッキ（イタリア），カザックコンポジット（米），アレーニア・エアロノーティカ（イタリア），CNIM（フランス），サイテック・インダストリズ（米），ノートン機能樹脂（米），サンゴバン機能樹脂（米）の12社が同率19位	7

た。なお，日本国籍，欧州国籍，米国籍では相互に出願件数が多いが，中国籍は自国のみへの出願が多い。

次に，技術区分動向について示す。接合手法では溶融接合が47％と最も多く，その中では，アーク溶接が最も多く，レーザ溶接，抵抗溶接と続く（**図13**）。

溶融接合は汎用技術として接合方法の主流であり続けると考えられる。今後，中国等諸外国のキャッチアップが予想される中，日本が国際的優位を維持していくためには，接合材料範囲の拡大等により溶融接合技術の競争力を強化していくことが望まれる。

表３には，ハイテン鋼（高張力鋼）およびCFRP（繊

維強化プラスチック）における出願件数を示す。鉄鋼材料では日本の鉄鋼メーカーが，CFRPについては欧米の航空機メーカーが上位を占めている。

日本は有力な炭素繊維・複合材料メーカーが存在しているが，樹脂系材料に適用される接合技術の出願件数が欧米に比べて少ない。今後，市場拡大が見込まれる樹脂系材料と一体化した接合技術開発により,当該分野における日本の産業力を図ることが望まれる。

4 「特許異議申立制度」について

審判制度の概要から，特許異議申立制度の創設および概要について解説をいただいた。以下に，ご講演の抜粋を報告する。

4.1 審判部の組織と審判制度の概要について

図14に，審判部の組織を示す。第１部門から第38部門まで専門分野ごと審判官を配置している。

図15には，特許における審判制度の概要図を示す。平成26年法改正により，権利設定後の一定期間に特許異議の申立てを行うこと（特許法第113条）ができるようになる。

4.2 特許異議申立制度の創設について

図16に，1996年から2013年までの特許無効審判の請求と旧特許異議申立て（以下，旧制度と記す）件数の推移を示す。旧特許異議申立制度の廃止後（2003年），特

図14　特許庁審査部の組織

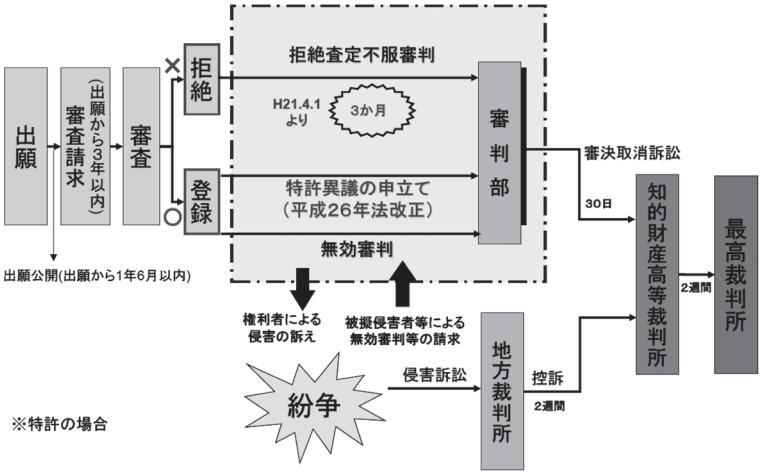

図15　審査制度概要（特許）

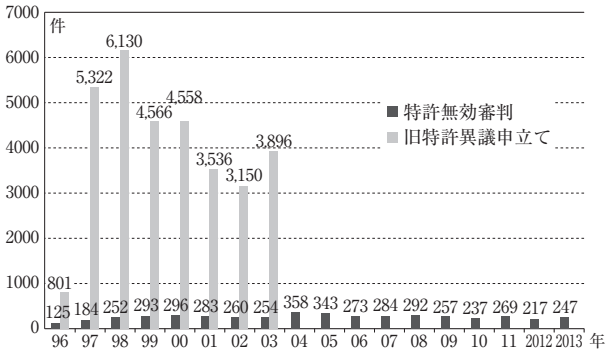

図１６　特許無効審判の請求と旧特許異議申立件数の推移

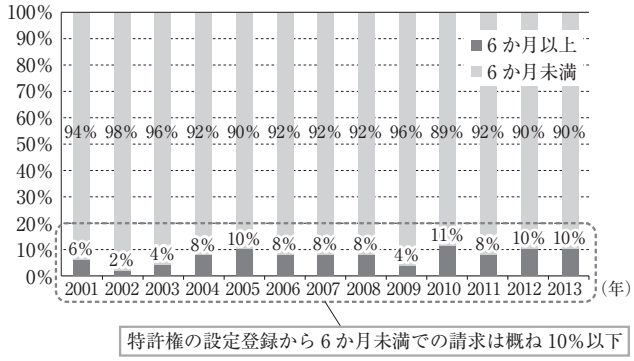

図17　特許無効審判の請求時期（特許権の設定登録からの経過年数）

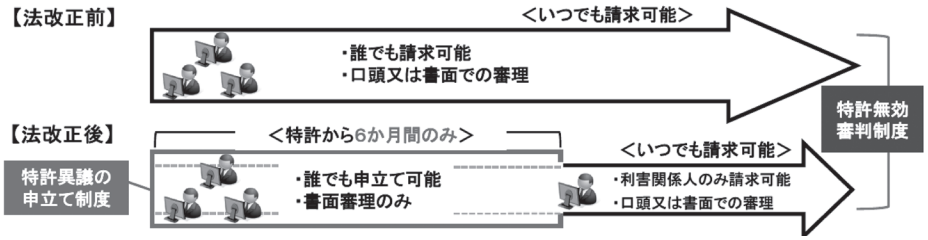

図18　法改正前後の制度イメージ

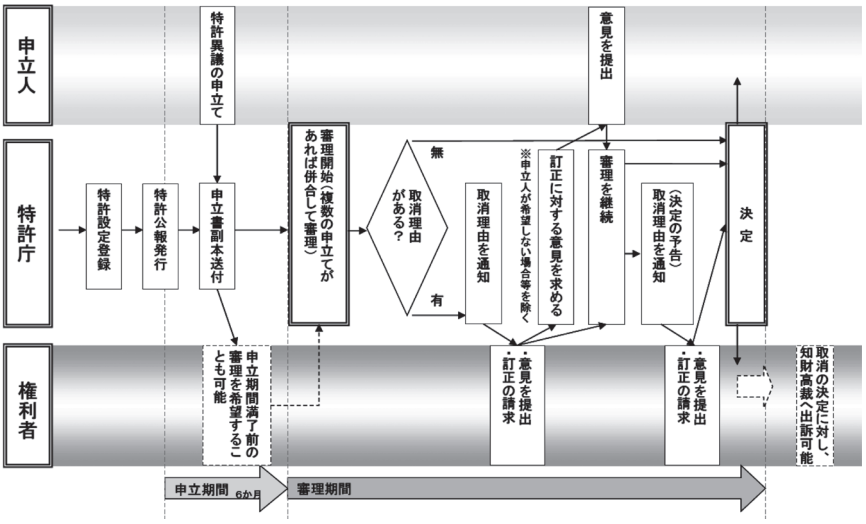

図19　特許異議申立制度の概要

許無効審判の請求件数は年間100件程度（約４割）増加したが，その後は徐々に減少し，至近５年間は旧制度廃止前の水準で推移している。また，**図17**には，特許無効審判の請求時期について示す。現行特許法上の無効審判制度は，誰でもいつでも請求が可能な制度であり，特許権者は権利を得た後も半永久的に無効主張を受ける可能性があるために，権利の不安定化の側面があった。

特許権の早期安定化を可能とするため，簡単な手続きかつ迅速な審理が可能な制度を創設することとした。さらに，特許無効審判の請求人適格を利害関係人に限定することとした（**図18**）。

4.3　特許異議の申立て制度の概要について

特許無効審判制度は厳格な審理が可能だが，口頭審理など手続面での負担が大きい。一方，日本企業の国際特許出願件数は年々増加傾向であり，その基礎となる日本国内特許権を早期に安定化する重要性は高まっている。そこで，強く安定した特許権の早期設定実現のため，特許異議申立制度を創設した。

(1) 特許異議申立制度の骨子

特許異議申立制度の骨子を以下に示す（**図19**）。

① 特許後の一定期間（特許掲載公報発行の日から６ヵ月以内）に限り，何人も申立てが可能。
② 申立理由は公益的事由（新規性，進歩性，記載要件，補正要件等）のみ。
③ 書面審理。
④ 申立書の理由および証拠の要旨変更が可能な期間は，申立期間経過時または取消理由通知時のいずれか早い時までに制限。
⑤ 複数の申立てがされた場合，審判合議体が申立て理由を整理し，まとめて審査することを原則とする。また，特許権者が希望すれば，申立期間の経過を待たず，速やかに審理を開始する運用。
⑥ 申立ての内容について，審判合議体で審理し，特許の取消理由があると判断した場合にのみ，特許権者に取消理由を通知し，意見の提出及び訂正の機会を付与。
※無効審判：特許権者は全件答弁書による応答が必要
異議申立：特許権者は取消理由が通知された場合のみ応答
⑦ 手続の中で特許の訂正がされた場合，申立人は意見の提出ができる（希望しない場合，特別の事情を除く）。
※特別な事情
1）訂正内容が訂正要件に不適合，2）訂正内容が誤記修正など軽微，3）訂正内容が請求項削除のみ，4）訂正の対象が申立てがされていない請求項のみ
⑧ 特許の「取消を受けた権利者のみ」，不服の場合に知財高裁へ出訴可。

(2) 無効審判・訂正審判との関係
無効審判と訂正審判との関係は，主に以下の２点である。
① 無効審判の請求人適格を利害関係人に限定。
② 無効審判と同様に特許異議申立が特許庁に係属した時から決定が確定するまでは，訂正審判の請求を制限。

(3) 旧制度からの改善点
無効審判に一本化した経緯を踏まえ，以下の改良を行った。
① 特許権者が訂正請求した場合，特許異議申立人に意見提出の機会を与える。
② 特許異議申立の当事者性を無効審判より一層低いものとし，申立人，権利者双方の負担を軽減するため，全件書面審理とする。

(4) 運用（予定）
以下については，法律ではなく運用で行う。
① 無効審判と特許異議申立が同時係属の場合，原則として無効審判を優先し，審理を実施。
② 権利者が希望すれば，申立期間経過前に審理（申立人からは不可）。
③ 決定の予告を行う運用とし，取消決定の前に訂正の機会を付与。
④ 特許異議申立の後に無効審判請求された場合，同一合議体により審理。

(5) その他（補足）
・匿名での申立は不可（氏名，住所等を記載）。
・申立てについて要旨を変更する補正は原則認めない。
なお，申立の理由及び必要な証拠の表示は所定期間（申立期間経過時または取消理由通知時のいずれか早い時まで）において補正可。
・維持決定について不服申立はできない。一方，取消決定については知財高裁へ訴えを提起可能。
・特許異議申立と無効審判との間に一事不再理の規程はない。すなわち，特許異議申立と同一理由，同一証拠による無効審判の請求が可能。
・施行日（未定，来年５月までには施行）以降に特許掲載公報が発行された特許が対象。
・施行日以降，請求された特許無効審判について請求人適格を利害関係人に限定。

5 懇談会（意見交換会）

本年度も，懇談会を行う場を設定して，講演テーマ以外の内容も含めた意見交換を行える機会とした。活発な情報・意見交換の場となり，予定時間内には収まりきらない状況であった。

以下に，質疑応答の一端を紹介するが，順不同であること，また，誌面の都合ですべての記載ではないことをご了承ください。なお，当日は，第３項のみ，講演直後に質疑応答の時間を確保したが，本項に合わせて再編集している。

5.1 最近の特許行政について

Q1-1） 審査効率化をさらに進められるとのことですが，審査時の判断や引用文献対比の読込はどの程度されておられますか。

A1-1） 審査の迅速化と同時に，審査における質を高めることが必要である。例えば，拒絶理由通知書には，引用文献のどこを読んで判断したのかを記すように審査官に対して指導している。また，コストアップにはなるが，外国特許文献の調査を含めて登録調査機関を

利用していくことで，審査の迅速化と質の向上を両立させていきたいと考えている。

Q1-2）　拒絶理由通知書には，どうして拒絶したかが書かれている。しかし，面接記録は淡泊すぎると感じる。面接の状況がもう少しわかるように改善してもらいたい。

A1-2）　本年10月に，面接内容の透明性を確保するため，面接ガイドラインを改訂している。今後，改定後の面接ガイドラインを遵守して面接記録を作成する。

Q1-3）　特許審査の判断基準が，各国でかなり違うと感じている。進歩性などの調和について各国の特許庁と議論をされていると思いますが，どのような取組みをされていますか。

A1-3）　制度調和による問題だけでなく，審査判断が異なることはあると思う。取組みの一例として，国際審査官協議を実施している。同じ特許出願を日本の審査官と他国の審査官が同時に審査して，どのような範囲で調査を行い，どのような引用文献を引用して，どのような結論に至ったのかを議論している。

Q1-4）　職務発明の見直しについて，今後のスケジュールをもう少し教えてほしい。合理的な規定を踏襲できそうですか。

A1-4）　現在，審議会でやっと方針が示され，委員意見をいただいた状況である。今後さらに詰めの作業を行った後，審議会，部会などを経て法改正になる。まだ道のりが長く，具体的なスケジュールは不明である。

Q1-5）　FA11を達成し，次の目標であるFA10を達成した後のイメージを教えてほしい。

A1-5）　審査能力から考えて，毎年のＦＡ件数はどこかで一定水準になると思う。その一方で特許の品質を上げながら，最終処分までの期間を短くしていきたいと考えている。

Q1-6）　溶接分野では，他の分野に比較して日本文献の引用が多いように思うが，審査部門からみてどのように感じておられますか。

A1-6）　アーク溶接分野においては，日本だけでなく外国にも良い引用文献があるというのが審査官の印象である。ただし，ビーム溶接関連では，日本に良い引用文献が多いように感じている。

Q1-7）　分類付与整備について，欧州／米国CPCとの共通化は検討しておられますか。

A1-7）　ユーザとしての立場では，外国特許文献の調査にCPCを使用している。しかし，技術分野によっても事情が異なり，CPCの方が便利な場合もあれば，FIの方が細かいものもある。

Q1-8）　調査文献は公報のみですか。

A1-8）　特許公報だけでなく，非特許文献のサーチも実施している。

Q1-9）　特許品質において，定性アンケートを実施されているが，できれば権利安定性などの数値化を検討いただきたい。

A1-9）　品質の指標については検討中である。なお，本件については，５カ国の特許庁でも議論している。

Q1-10）　特許をジャストアイデアのレベルで出願された場合，審査で見抜くことはできますか。

A1-10）　アイデアだけでは，バックデータが揃っていないはずであるから，審査官は明細書の内容に疑問をもち，実験成績証明書を出してほしいといった拒絶理由を通知するものと考えられる。

Q1-11）　同業他社の工場内は見えないので，特許出願すべきか，ノウハウとして確保すべきかを迷うことがある。

A1-11）　溶接分野では，製造装置，施工，製造方法の特許が多いと感じる。また，方法だけの特許出願もみられる。審査官としては，本当に出願してよかったのか，ノウハウとして確保されておいた方がよかったのではないかと思うこともある。溶接分野は施工や製造方法による違いがモノとして残りやすい技術分野だと思うので，モノに特徴的な変化が出ていれば，そこを特許化していくことが望ましいと思う。

5.2　特許出願技術動向調査～構造材料接合技術～

Q2-1）　鉄鋼，非鉄といったジャン別に説明をされたが，鉄鋼をさらに細かい品種で整理をされていますか。

A2-1）　本調査では，鉄鋼，非鉄，CFRPといった区分までである。

Q2-2）　中国では実用新案の件数が多いという特徴があるが，実用新案は調査対象としていますか。

A2-2）　今回は特許のみを対象にしており，実用新案は対象外とした。

Q2-3）　今回の紹介は接合技術（年間1,500件）であるが，他の分野，例えば３Dプリンターでも調査をされていますが，他の技術分野と比較して，接合技術の件数は多いですか。

A2-3）　３Dプリンターについても調査を実施したが，接合技術の方が出願件数が多い。また，調査範囲をどのように設定するかによって母集団の件数が左右されるため，一概に，接合技術の件数が他の技術分野と比較して多いか少ないかとはいえない。

Q2-4）　中国の特許出願が激増しているとのことだが，全体の出願人別出願数上位には中国企業は皆無である。多くの企業が数件ずつ出願しているためですか。

A2-4）　他のテーマでも同様の傾向がみられる。各大学，各企業の件数自体は多くないため，ランキング上位には入ってこないと考えられる。

5.3 「特許異議申立制度」について

Q3-1）　申立をした際，誰が申立を行ったか等の連絡は相手にされますか。

A3-1）　特許権者に申立書の副本が送付されるので，すべて開示されることになる。

Q3-2）　特許異議申立をしていることや，特許異議申立より無効審判が優先されているなどの情報は，当事者以外でも確認できますか。

A3-2）　IPDLに掲載されるので閲覧して確認ができます。

Q3-3）　特許異議申立の費用は，発明の請求項数で金額が変化するとのことだが，無効審判と比較して教えてください。

A3-3）　特許異議申立の料金は16,500円＋2,400円×請求項。一方，無効審判の料金は49,500円＋5,500円×請求項であり，特許異議申立の方が安価になる。

Q3-4）　特許異議申立と無効審判双方で，同一理由，同一証拠でも可とのこと。同じ理由でも判断が覆るということですか。

A3-4）　基本的に同じ会議体が審理をするので判断は変わらないはずである。しかし，無効審判は当事者間の争いであり，当事者の主張・立証によっては判断が変わる可能性がある。

Q3-5）　旧特許異議申立制度では，年間3,000～4,000件あったが，今回はどの程度の件数を見込まれておられますか。

A3-5）　10年前と状況が変わらないのであれば，少なくともオーダは変わらないと思っている。

Q3-6）　無効審判と特許異議申立が同時係属の場合，無効審判を優先する理由について教えてください。また，それぞれに提出した証拠物件は，審理でどのように使用されますか。

A3-6）　無効審判は当事者間の争いであるため，この解決を優先して審理するとの主旨である。また，特許異議申立の証拠資料は，無効審判の参考になることはあり得るが，無効審判は当事者の主張・立証に基づいて審理をするのが基本であるので，必ずしも採用されるとは限らない。

Q3-7）　特許異議申立をする場合，手続だけ先行し，資料を後日追加提出することは可能ですか。

A3-7）　申立期間経過時または取消理由通知時のいずれか早い時までであれば理由補充は可能である。

Q3-8）　在外の特許権者は応答の期間延長はありますか。

A3-8）　無効審判の場合と同じである。

Q3-9）　利害関係人であれば，特許異議申立を行い，さらに無効審判を請求できるとのことであるが，利害関係人であるという証明は必要ですか。

A3-9）　無効審判請求時においては不要である。ただし，無効審判の中で当事者間に争いがある場合には，提出を命じることがある。

Q3-10）　申立人にはどのようなタイミングで審理に係る書類が届きますか。IPDLでの閲覧で確認をしていくことになるのでしょうか。

A3-10）　申立人に意見を求める時に，通知書とともに取消理由通知及び特許権者の提出した書類（意見書，定性請求書等）が送付される。それ以外の場合は，異議決定時にそれらの書類が申立人に送付される。その間はIPDLで確認してください。

Q3-11）　この制度（図19）の審理期間について想定されていれば教えてください。

A3-11）　維持決定であれば，短期間で決定が出せる。一方，取消決定であれば，取消理由通知，取消理由通知（予告）を経るので，無効審判と同程度かかる可能性がある。なお，応答期間は取消理由通知に対しては60日，申立人の意見を求める通知書に対しては30日を予定している。

Q3-12）　審判便覧の改訂版は，いつ頃の発行を予定されていますか。

A3-12）　施行日も含めて，政省令がまだ決まっていない。来春には公表できると思う。準備は進んでいる。

Q3-13）　特許異議申立書の書式について，旧制度では雛形があったが，今回も予定されていますか。

A3-13）　雛形を準備しており，来春に公表できる予定である。

6　おわりに

特許委員会としては，次年度以降も特許庁とこのような会合を継続して実施する計画であり，「懇談会」の名にふさわしく，溶接業界と行政実務とを繋ぐ「意見交換会」にしていきたいと考えている。

以上，昨年11月に実施された特許庁と（一社）日本溶接協会会員企業との懇談会概要を報告した。

読者の皆様からの，本稿および懇談会全般に対するご意見ならびにご要望を重ねてお願いしたい。